

# T・Nそごう通信 夏号

2019年7月～9月

保険を通じて皆様の笑顔を守るお手伝いをします！



## ～夏のプチニュース～



社長



今年の夏に実行すること！**「大山登山!!」**  
 米子に住んでいながら、なかなか足が向かない大山。  
 地元の事を意外と何も知らない。  
 改めて、神の山「大山」を  
 体で感じてみたい！  
 と思っております(笑)....  
 頑張るぞ!!!



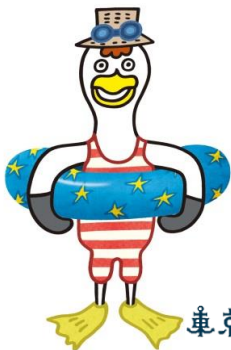
本社



去年は猛暑を超えて酷暑でしたね。  
 年々暑くなってる気がします。  
 そんな暑さ対策で気になったのが、  
 最近話題の新素材を使っていて、  
 「濡らして軽く絞り、バサッと振ると  
 あら不思議、生地が冷え冷えになる  
 タオル。」UVカットもしてくれる  
 スグレモノ商品もあるみたいなので  
 試してみたいと思います。



松江



東京海ジョー  
「東京海ジョー」は東京海上日動のキャラクターです

ホーランエンヤが5月に行われました。高校生の時に初めて観  
 ましたが、松江にこんな素晴らしい神事があることに感激しました。1  
 0年に一度のこの素晴らしい神事が後世まで受け継がれていきます  
 ように...



**T・N 有限会社T・Nそごう保険**

安心と安全をBack Up

TNそごう

検索



<http://www.tnso-go.jp/>

本社：〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津84-1-2 F ☎0859-27-2970

松江：〒690-0049 島根県松江市袖師町9-1-2 F

☎0852-20-7181

業務内容：損害保険代理業・生命保険の募集に関する業務





## FPのつぶやき

10月から消費税の税率が10%に引き上げられる一方で飲食料品(酒類・外食を除く)などの税率を8%とする軽減税率の制度が始まります。外食やケータリング等が軽減税率の対象外となるなど始まる当初に戸惑うことがないよポイントを押さえておきましょう。更にポイント還元制度も始まります(9ヶ月間)。クレジット、QRコード、電子マネー等が対応予定です。この機会に自分に合ったキャッシュレス決済を見つけるのも良いかもしれませんね。

国税庁  
HP ⇒

消費税軽減税率制度 ⇒

軽減税率制度とは  
(リーフレット等)

⇒ 令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度  
が実施されます(チラシ)(令和元年6月)  
(PDF/1,033KB)

## 令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

### 軽減税率(8%)の対象品目

**飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

**新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



**全ての事業者**

**飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方** 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書を交付する必要があります。

**飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方** 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

**免税事業者の方** 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。

### 免税事業者の方へ



〈令和元年6月〉国税庁

### 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等(区分記載請求書等)を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

#### 《帳簿の記載例》

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- 課税仕入れに係る支払対価の額

XX年	日	摘要	税	借方	
			区分	(円)	
11	30	△△商事株	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事株	11月分 食料品	8%	43,200
(2)		(1)	(3)		(4)

#### 《請求書の記載例》

- 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



### 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
【専用ダイヤル】0120-398-111(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。  
消費税軽減税率相談センター(軽減コールセンター)  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)  
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す(軽減税率制度以外の国税に関する一般的な質問やご相談は「1」になります。)と、つながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「さまざまなバナー」をクリック こちらをクリック 消費税軽減税率制度 又は QRコードから特設サイトへ

国税庁HPより

「モバイルエージェント」リニューアル  
キャンペーン実施中！！

この機会に登録おねがいしま〜す！

キャンペーン期間 2019年4月1日~2020年3月31日



『東京海ジョー』は東京海上日動のキャラクターです。  
『あんしんせエメエ』は東京海上日動あんしん生命のキャラクターです。

# 約40年ぶりの相続法の大改正

配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、遺言制度や遺留分の改正など

最近、新聞や雑誌の特集で「相続」や「遺言」が取り上げられることが多くなっていると思いませんか？

それは、相続法は昭和55年（1980年）の改正以降、大きな改正が行われていませでしたが、平成30年（2018年）7月、約40年ぶりに大きく見直されたためです。

社会経済情勢や高齢化の進展などの変化により法律改正が必要とされてきましたがなかなか実現せず、今回それらの問題への対応が盛り込まれました。

昭和55年（1980年）の平均寿命は男性73.35歳、女性78.76歳でした。

それから約40年を経て、平成29年（2017年）の平均寿命は男性81.09歳、女性87.26歳に延び、超高齢社会となったことで、持ち越されてきた問題がクローズアップされたと言えます。

例えば、配偶者の一方が亡くなった場合でも、他方の配偶者はそれまで住んでいた家に引き続き住みたいという思いが通常です。

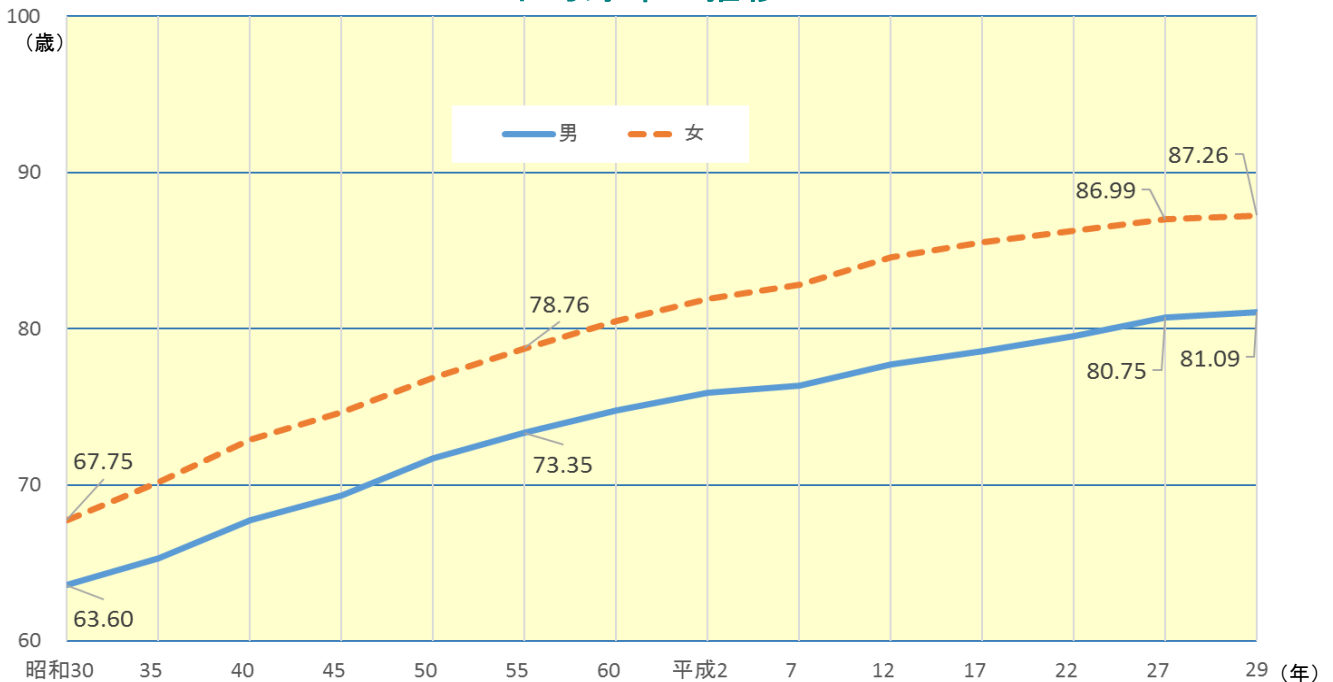
特に、残された配偶者が高齢である場合、住み慣れた家を離れて

新たな生活を立ち上げることは、精神的にも肉体的にも大きな負担となります。そのため、今回、配偶者の居住権を保護する方策がとられています。

また、介護問題もあります。生活環境等の諸事情から、特定の相続人（あるいはその妻）だけが療養看護を行うなど、介護の貢献の程度に顕著な偏りがある場合もあります。その貢献に報いる方法として、今回新たな制度ができました。

相続法改正の主なポイントについては裏面を参照ください。

## 平均寿命の推移



注: 1)平成27年以前は完全生命表による。  
2)昭和45年以前は、沖縄県を除く値。

厚生労働省「平成29年簡易生命表の概況」

東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
お問い合わせ先

新日本保険新聞社よりデータ提供

民法(相続法)等の改正の主なポイント

(平成30年7月6日成立、7月13日公布)

	項目	改正内容	施行
1. 配偶者の居住権を保護するための方策	①配偶者短期居住権の創設	配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。	2020年 4月1日
	②配偶者居住権の新設	配偶者が自宅に居住し続けることができる法定権利の「配偶者居住権」を創設する。 配偶者が遺産分割等で配偶者居住権を取得し、配偶者以外の相続人が負担付で自宅の所有権を取得すれば、配偶者は自宅で居住しつつ、自宅そのものを取得するよりも、他の財産をより多く取得できる。	
2. 遺産分割等の見直し	①配偶者保護のための方策 (持戻し免除の意思表示推定規定)	婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の遺贈又は贈与がされた場合、原則として遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとしなくてよい。 配偶者は、より多くの財産が取得できる。	2019年 7月1日
	②遺産分割前の預貯金債権の仮払い制度の創設・要件の明確化	仮払いの必要性があると認められる場合は、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。預貯金債権の一定金額について、家庭裁判所の判断を経なくても単独での払戻しを認める。	
	③遺産の分割前に遺産に関する財産を処分した場合の遺産の範囲	相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。	
3. 遺言制度の見直し	①自筆証書遺言の要件緩和	自筆証書遺言に添付する財産目録をパソコンで作成できる。 ただし、財産目録には署名・押印が必要。	2019年 1月13日
	②遺言執行者の権限の明確化	遺言執行者の権限および責務、法的地位を明らかにし、相続人に対し通知すべき内容を明文化した。	2019年 7月1日
	③自筆証書遺言の保管制度を新設	遺言者の住所・本籍地または不動産の所在地の遺言書保管所(法務局)の遺言書保管官に対し遺言書の保管を申請することができる。	2020年 7月10日
4. 遺留分制度の見直し	遺留分に関する改正	遺留分の減殺請求に代わり、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できるようにする。 相続人に関する贈与は、相続開始前の10年間にしたものに限りその価額を算入する。	2019年 7月1日
5. 相続の見直し	共同相続における権利の承継の 対抗要件 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使	法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。	2019年 7月1日
6. 相続人以外者の貢献を考慮	特別の寄与	相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度(特別の寄与)を創設。制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定(管轄等)を設ける。	2019年 7月1日